

# 独立行政法人国立高等専門学校機構利益相反アドバイザーボード実施要項

平成23年7月1日制定

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長裁定

## (趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人国立高等専門学校機構利益相反マネジメントポリシー（平成20年3月31日付け理事長裁定）に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構利益相反アドバイザーボード（以下「アドバイザーボード」という。）に関し必要な事項を定める。

## (組織)

第2条 アドバイザーボードは、次に掲げる外部アドバイザーをもって組織する。

- (1) 弁護士 1人
- (2) 公認会計士 1人
- (3) その他弁理士、学識経験者等で独立行政法人国立高等専門学校機構利益相反審査会（以下「審査会」という。）の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めた者 1人

2 外部アドバイザーは、審査会の推薦に基づき、理事長が委嘱する。

3 外部アドバイザーの任期は、2年を超えない範囲で理事長が委嘱の都度定めるものとし、再任を妨げない。

4 外部アドバイザーの解任は、理事長が決定する。

## (任務)

第3条 アドバイザーボードは、委員長の諮問に応じて、次に掲げる事項について助言又は提言を行う。

- (1) 利益相反マネジメント体制及びガイドライン等に関する事項
- (2) 利益相反に係る諸問題に関する事項
- (3) 利益相反等に係る情報開示に関する事項
- (4) 利益相反等の活動内容及び委員会の判断に関する事項
- (5) その他利益相反のマネジメントに関する事項

## (諮問)

第4条 委員長は、必要に応じてアドバイザーボードに諮問するものとする。ただし、委員長が諮問の内容に応じて必要があると認めるときは、外部アドバイザー個人に対して直接助言又は提言を求めることができる。

## (秘密の保持)

第5条 外部アドバイザーは、その任務上知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第6条 アドバイザリーボードの事務は、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、アドバイザリーボードの運営に関し必要な事項は、審査会の議を経て、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成23年7月1日から施行する。